

1. 臨床心理士とは

臨床心理士 (Certified Clinical Psychologist) とは、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会 (Foundation of the Japanese Certification Board for Clinical Psychologists) が認定する民間資格ならびにその有資格者のことである。

日本において臨床心理職は戦後から長きにわたって国家資格を求めてきたが、実現しなかったため、日本心理臨床学会を中心として、臨床心理学に関連する16の心理学関係学会の協賛のもと、日本臨床心理士資格認定協会が1988年3月8日に設立総会を開いた。同年9月1日に、第1回臨床心理士資格審査委員会 (初代委員長：佐治守夫) が組織され、臨床心理士の第1号が誕生した。第1号は成瀬悟策 (1924) である。その2年後に日本臨床心理士資格認定協会は文部省 (現、文部科学省) が認可する財団法人となり、2013年4月1日付で内閣府認可の公益財団法人に移行し、今日に至っている。

臨床心理士資格認定が開始されてから現在まで、2017年4月1日現在で32,914名の「臨床心理士」が認定されているが、後述するように、5年に1度の資格更新制度をとっているため、これまでの認定者数と現有資格者数は同じではない。

2. 臨床心理士の養成教育と取得後の資格更新制度

臨床心理士になるためには、原則として、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認める指定大学院 (1種・2種) もしくは専門職大学院を修了し、受験資格を得なければならない。指定大学院と専門職大学院の養成教育も定められてお

り、詳細は割愛するが、事例を担当することと、その指導 (スーパーヴィジョンを含む) を受けることを中心としている。つまり、記憶することを重視する講義中心の教育でなく、心理臨床実践を重んじる養成教育となっている。

臨床心理士試験は、一次試験 (多肢選択方式試験および論文記述試験の2種類) と二次試験 (口述面接試験) で行われ、最終的な合格は、これら3種類の試験方式の結果を総合して判定される。試験は年に1回で、平均的な合格率は約60%である。

最も特徴的なのは、資格取得後も、5年に1度の資格更新制度があることで、指定されたジャンルと回数の研修を満たしていないと資格が更新できない。

3. 臨床心理士の現況 (性別・年齢・常勤率・主たる勤務領域等)

臨床心理士有資格者の職能団体として一般社団法人日本臨床心理士会がある。この会が行った1万人を超える臨床心理士を対象にした調査によると、次のような現況にある。

- (1) 臨床心理士の性別は、男性22.2%、女性77.7%と、1:3.5の割合で女性が多い。
- (2) 年齢は30歳代が34.8%と最も多く、次いで40歳代26.9%、50歳代17.9%、60歳代9.9%の順である。30~40歳代で全体の6割を占めている。
- (3) 常勤者の率は、常勤勤務のみが33.8%、常勤+非常勤が13.8%で、計47.6%であった。非常勤のみは44.7%で、常勤者と非常勤の割合はほぼ同等である。
- (4) 働く領域は広範囲に及んでいる。主たる勤務領域でみると、最も人数が多いのは保健・医療の28.8%であり、次いで教育領域の23.3%である。図1を参照されたい。

^{*1} Certified Clinical Psychologist

^{*2} Ritsuko Tsugawa 日本大学文理学部心理学科

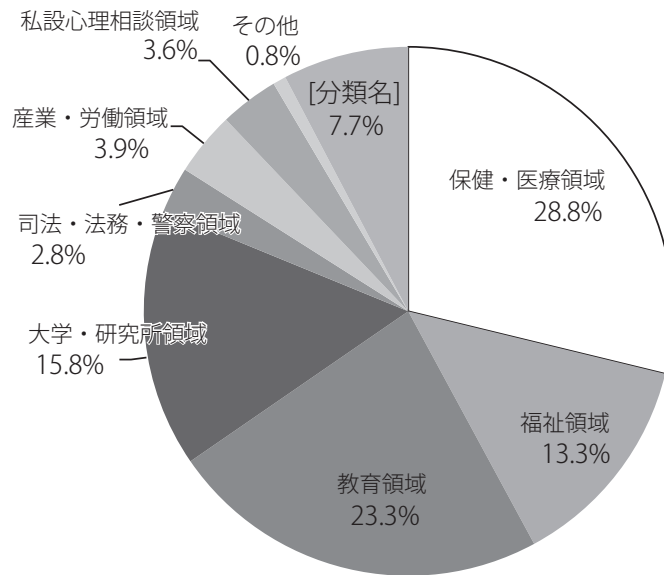


図1 臨床心理士の主たる勤務領域（一般社団法人日本臨床心理士会，2016）

(5)臨床心理士の場合，領域独特の活動もあるが，領域を越えた横断的な課題に取り組んでいる者も少なくなく，それらの代表は，災害時の心理支援，被害者支援，自死予防，ひきこもり対策，アディクション対策（addiction／嗜癖のことで，アルコール使用障害をはじめ多く存在する）などである。会員の約3.6%が独自の私設相談室で業務にあたっている。

4. 臨床心理士の職務

どの領域に勤務していても，臨床心理士は，1) 臨床心理査定，2) 臨床心理面接，3) 臨床心理的地域援助，4) これら1)～3)に関する調査・研究という共通の専門的業務を行っているという根幹がある。しかし，領域によって特徴的な業務もあり，医療領域に焦点を当ててみれば，次のような業務が代表的なものである（文献¹⁾を参照した）。

1) 臨床心理査定

①心理面接によるアセスメント，②行動観察によるアセスメント，③心理検査によるアセスメント

2) 臨床心理面接

①個人療法（心理カウンセリング，各種心理療法），②グループアプローチ（集団療法，デイケア・ナイトケア・デイナイトケア，心理教育，SST（social skills training），回想法，サイコドラマ等）

3) 臨床心理的地域援助

①予防教育，②アウトリーチ，③ケアマネジメント，④アドボカシー，⑤コンサルテーション，⑥コラボレーション，⑦コーディネーションとネットワークキング，等

4) これら1)～3)に関する調査・研究（質的研究，量的研究等）

5. 公認心理師法の成立と今後

公認心理師法は2015年の第189回国会において議員立法により衆議院・参議院ともに全会一致での可決により成立した。公認心理師は名称独占資格であり，文部科学省と厚生労働省の共管になっている。ここに至るまでの長い歴史は，津川²⁾などを参照されたい。本稿執筆現在，第1回試験は2018年9月9日に予定されている。

一般社団法人日本臨床心理士会が2017年に実施した会員向けアンケート結果によれば，回答した臨床心理士の約9割が公認心理師を取得したいと

回答している。今後の心理支援職は臨床心理士と公認心理師の二つの資格を有する者がその業務の発展に資すると考えられるが、いずれにしても、これまで必ずしも津々浦々に提供されているとは言えないところの支援が、より一般的なものになるためにこの制度が発展してゆくことを期待している。

■文 献

- 1) 一般社団法人日本臨床心理士会監修，臨床心理士のための医療保健領域における心理臨床，遠見書房，東京，2012.
- 2) 津川律子，日本における心理臨床に関する資格の歴史と現状，（津川律子・元永拓郎・編著，心理臨床における法と倫理），放送大学教育振興会，東京，2017, p.228-243.

第4部

医学教育学会の活動

